

# 文教警察企業常任委員会資料

令和5年3月6日

宮崎県警察本部

1.	表紙・目次	01-02
2.	予算議案 令和5年度宮崎県一般会計予算	03-08
3.	特別議案 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例  風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律施行条例 及び宮崎県暴力団排除条例の一部を改正する条例	09-13
4.	その他報告事項 宮崎県警察の組織について	14-15

【議案第1号】  
令和5年度宮崎県一般会計予算

会計課

1 令和5年度歳出予算の概要

区分	令和5年度当初	令和4年度当初	増 減
総 額	277億7,118万3千円	270億8,875万2千円	+ 6億8,243万1千円(+2.5%)
人件費	206億1,346万6千円	202億3,861万9千円	+ 3億7,484万7千円(+1.8%)
物件費	71億5,771万7千円	68億5,013万3千円	+ 3億 758万4千円(+4.4%)

2 主な増額要因

- 職員給与費の増 . . . . . 4億1,008万円
- 燃料費高騰に伴う増 . . . . . 1億9,432万7千円
- その他警察施設営繕費の増 . . . . . 1億1,837万7千円
- 交通安全施設整備事業費の増 . . . . . 1億3,078万6千円

予算議案

【議案第1号】  
令和5年度宮崎県一般会計予算

会計課

3 当初予算の内訳（警察管理費）

（単位：千円）

科目・事項	令和5年度	令和4年度	前年度比
	27,771,183	27,088,752	682,431
	27,771,183	27,088,752	682,431
<b>（項）警察管理費</b>	<b>24,175,533</b>	<b>23,728,992</b>	<b>446,541</b>
<b>（目）公安委員会費</b>	<b>14,141</b>	<b>13,800</b>	<b>341</b>
（事項）委員報酬	6,816	6,816	0
（事項）委員会運営費	7,325	6,984	341
・警察署協議会運営費	3,373		
<b>（目）警察本部費</b>	<b>21,909,975</b>	<b>21,355,949</b>	<b>554,026</b>
（事項）職員費	19,028,444	18,618,364	410,080
（事項）運営費	2,881,531	2,737,585	143,946
・退職手当	1,131,416		
・新たな時代に対応する警察通信指令システム整備事業	293,994		
・その他職員設置経費	468,541		
<b>（目）装備費</b>	<b>416,874</b>	<b>402,975</b>	<b>13,899</b>
（事項）装備費	416,874	402,975	13,899
・警察活動用車両維持費	277,179		
・警察ヘリコプター警察活動事業費	83,884		
<b>（目）警察施設費</b>	<b>1,250,815</b>	<b>1,150,663</b>	<b>100,152</b>
（事項）警察施設費	1,250,815	1,147,363	103,452
・その他警察施設管理費	586,703		
・その他警察庁舎及び宿舎維持管理費	346,908		
（事項）警察署庁舎建設費	-	3,300	▲3,300
<b>（目）運転免許費</b>	<b>583,728</b>	<b>805,605</b>	<b>▲221,877</b>
（事項）運転免許費	583,728	805,605	▲221,877
・運転免許証更新時、安全運転管理者講習委託料	104,870		
<b>新規事業</b> ・高齢者講習等直営事業	6,659		
・運転免許証ICカード化運営事業	142,383		

予算議案

【議案第1号】  
令和5年度宮崎県一般会計予算

会計課

3 当初予算の内訳（警察活動費）

(単位:千円)

科目・事項	令和5年度	令和4年度	前年度比
<b>(項)警察活動費</b>	3,595,650	3,359,760	235,890
<b>(目)警察活動費</b>	3,595,650	3,359,760	235,890
(事項)一般活動費	1,621,146	1,521,127	100,019
<b>新規事業</b> ・交番・駐在所のセキュリティ対策強化事業	6,785		
<b>新規事業</b> ・サイバー攻撃対策強化事業	1,495		
<b>新規事業</b> ・移動交番車活動推進事業	6,200		
<b>新規事業</b> ・交通事故捜査強化対策事業(科学捜査力強化整備事業)	4,216		
<b>新規事業</b> ・G7農業大臣会合に伴う警戒警備事業	100,581		
・その他警察活動経費等	499,640		
(事項)交通安全施設維持費	499,878	494,793	5,085
(事項)交通安全施設整備事業費	1,474,626	1,343,840	130,786
・交通管制及び信号機改良等整備費	552,730		
・円滑化対策事業費	123,722		
・コンクリート製信号機柱の鋼管柱化	52,470		
・信号機新設、道路標識及び道路標示等整備費	696,746		
・信号機柱等のデザインポール共架整備費	33,140		
・交通安全施設の災害対策強化事業費	15,818		

【議案第1号】  
令和5年度宮崎県一般会計予算

会計課

【新規事業】

- 1 移動交番車活動推進事業 . . . . . (6, 200千円)  
事業内容：交番・駐在所を統廃合した地域において情報発信や行政サービスを行う移動交番車を計画的に配備する。
- 2 高齢者講習等直営事業 . . . . . (6, 659千円)  
事業内容：高齢者講習等を県運転免許センターで受講できる体制を整備する。
- 3 交番・駐在所のセキュリティ対策強化事業 . . . . . (6, 785千円)  
事業内容：交番・駐在所に警察署とネットワーク化した防犯カメラを整備する。
- 4 交通事故捜査強化対策事業 . . . . . (4, 216千円)  
事業内容：交通事故捜査に使用するタブレットやカメラ、車両情報解析用機器を整備する
- 5 サイバー攻撃対策強化事業 . . . . . (1, 495千円)  
事業内容：ウェブサイトを監視する端末の整備、要望に応じたサイバー攻撃対処訓練等を行う。
- 6 G7農業大臣会合に伴う警戒警備事業 . . . . . (100, 581千円) ※職員時間外手当を除く  
事業内容：令和5年4月に開催されるG7農業大臣会合の警戒警備及び警護等を行う

【改善事業】

- 1 サイバー犯罪捜査支援強化事業 (1, 188千円)  
事業内容：捜査員の研修及び捜査情報を収集する端末、押収物を解析する機器の整備等を行う。

【議案第1号】  
令和5年度宮崎県一般会計予算

**新** 移動交番車活動推進事業

警察本部 6,200千円  
【財源:一般財源】

事業の目的

交番・駐在所の再編整備に伴う地域住民の不安を解消するため、移動交番車を派遣して積極的な情報発信や行政サービスを行うなど、きめ細やかな地域密着型の活動を推進する。

事業の概要

令和5年度から7年度にかけて移動交番車を毎年度1台増台し、円滑な運用体制を確保する。

活動内容

- ・ **地域住民の不安解消**  
困りごとや、不安ごとを含めた警察安全相談の受理
- ・ **広報啓発活動**  
犯罪発生情報等の防犯情報を提供し、地域住民の不安感を解消
- ・ **犯罪・交通事故抑止活動**  
特殊詐欺被害防止等の防犯指導、通学下校時間帯における子どもの見守り活動、横断歩道等における歩行者の安全確保対策等を実施
- ・ **事件・事故発生時の対応**  
事件事故の初動対応に従事するなど交番・駐在所と同等の活動を実施

成果指標

再編整備により廃止となった地区に月3回以上の運用を実施



移動交番車の活動状況



地域住民の相談に対応する警察官

事業の期間 令和5年度～令和7年度

【議案第1号】  
令和5年度宮崎県一般会計予算

**新** 高齢者講習等直営事業

警察本部 6,659千円  
【財源:その他(手数料収入)】

事業の目的

公安委員会による高齢者講習等の直接実施の体制を整備することにより、高齢運転者に受講先の選択肢が増え、講習等の待ち日数の短縮や運転免許更新の利便性向上が図られる。

事業の概要

自動車教習所で実施されている高齢者講習は、運転免許の新規取得者が多くなる繁忙期は受入れが困難になり待ち期間が生じている。



**県総合自動車運転免許センター（宮崎市）に高齢者講習を実施できる体制（運転技能検査と一体的な体制）を整備し、受講待ち状況の緩和を図る。**

高齢者講習（70歳以上全ての方に受講義）



- 【講習内容】
- ・ 講義
  - ・ 運転適性検査器材による指導
  - ・ 実車指導（普通自動車非対応免許と運転技能検査該当者は対象外）

運転技能検査（75歳以上（一定の違反あり）の方に受講義務）



- 【課題項目】
- ・ 指示速度走行
  - ・ 一時停止
  - ・ 右折・左折
  - ・ 信号通過
  - ・ 段差乗り上げ

<高齢者講習の実車指導と同一>

○成果指標

公安委員会直営による高齢者講習 現状（令和4年）実施なし→令和5年 1,000件/年（見込）

事業の期間

令和5年度～令和7年度



【議案第23号】  
警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

交通企画課・運転免許課

1 改正の理由

道路交通法の一部を改正する法律の施行等に伴い、警察関係使用料及び手数料徴収条例の手数料額の改定を行うものである。

2 改正の内容

	対象手数料 条例第3条	内容等	金額	
			現行	改正後
①	53の7 特定自動運行許可申請手数料	○ 運転自動化のレベル4（特定条件下における完全自動運転）の許可申請する際の手数料	（新設）	79,200円
②	53の8 特定自動運行計画変更許可申請手数料	○ 上記①の運行計画の変更する際の手数料	（新設）	78,500円
③	57 運転できる自動車等の限定解除審査手数料	○ サポートカーを対象に追加	試験車を使用する場合	（新設） 2,850円
			試験車を使用しない場合	（新設） 1,400円
④	68の2 特定任意講習手数料	○ 特定任意高齢者講習の実施に伴う追加	実車指導あり	（新設） 6,450円
			実車指導なし	（新設） 2,900円

※ 特定任意高齢者講習の実車指導ありは、普通自動車対応免許の保有者等に対する講習  
実車指導なしは、普通自動車対応免許以外の免許の保有者等及び運転技能検査該当者に対する講習

3 施行期日

上記①及び②は令和5年4月1日、③及び④は公布の日

【議案第23号】  
警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

交通企画課・運転免許課

改正道路交通法の施行について

1 改正の内容

レベル4の自動運転を「特定自動運行」と定義し、「運転」の定義から除くなど特定自動運行の定義や許可等に関する規定を整備

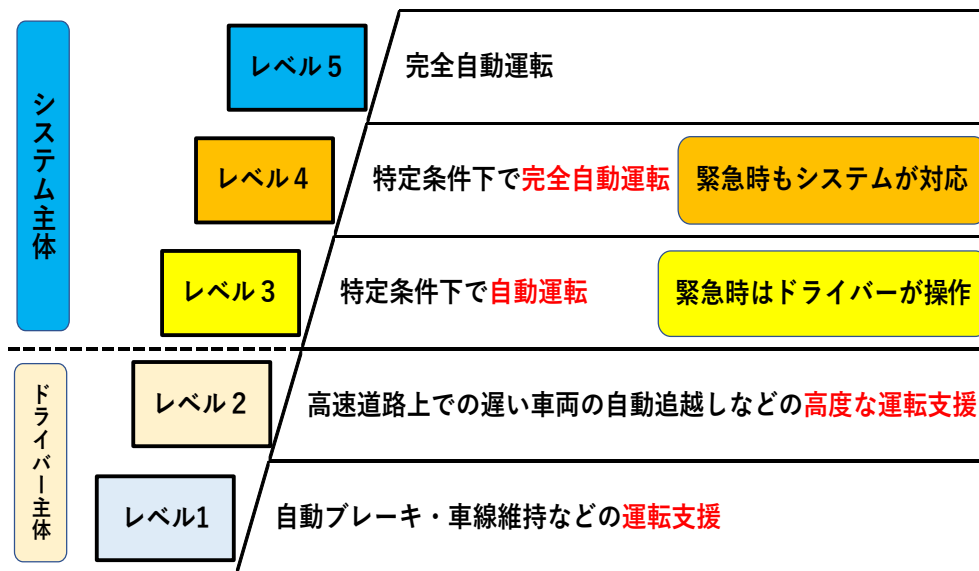
2 運転自動化のレベル

レベル4とは、場所や天候など自動運転が可能な条件（特定条件）下でシステムが運転を行うもの

一定の区間における遠隔監視の無人自動運転移動サービスの導入

3 施行期日

令和5年4月1日



【議案第23号】  
警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

交通企画課・運転免許課

特定任意高齢者講習

1 追加改正する理由

70歳以上の高齢運転者を対象にした高齢者講習は県内居住者に限られるので、県外在住者が受講可能な特定任意高齢者講習を整備する必要があるため。

2 講習内容・講習時間

- ① 講義（30分以上）
- ② 運転適性検査器材による指導（30分以上）
- ③ 実車による指導（1時間以上）

※ 自動二輪や原付等の普通自動車対応免許以外の運転免許のみを受けている者  
運転技能検査該当者は③を除いた1時間以上の講習

**【議案第35号】**  
**風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び宮崎県暴力団排除条例の一部を改正する条例について**

生活環境課・組織犯罪対策課

**1 改正の理由**

博物館法の改正（令和5年4月1日施行）に伴い、同法第29条（博物館に相当する施設）が同法第31条第1項に改められることから、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び宮崎県暴力団排除条例について、それぞれ改正を行うものである。

**2 改正の内容**

**(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第10条第1号（店舗型性風俗特殊営業の禁止区域の基準となる施設）**

改正前	改正後
<p>（店舗型性風俗特殊営業の禁止区域の基準となる施設）                      第10条 法第28条第1項の条例で定める施設は、次のとおりとする。                      (1) 病院、診療所、老人福祉施設（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定するものをいう。）、博物館（博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項及び第29条に規定するものをいう。）及び公民館（社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条の規定により市町村等が設置するものをいう。）                      (2)・(3) 〔略〕</p>	<p>（店舗型性風俗特殊営業の禁止区域の基準となる施設）                      第10条 法第28条第1項の条例で定める施設は、次のとおりとする。                      (1) 病院、診療所、老人福祉施設（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定するものをいう。）、博物館（博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定するもの及び同法第31条第1項に規定する博物館に相当する施設をいう。）及び公民館（社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条の規定により市町村等が設置するものをいう。）                      (2)・(3) 〔略〕</p>

【議案第35号】  
 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び宮崎県  
 暴力団排除条例の一部を改正する条例について

生活環境課・組織犯罪対策課

(2) 宮崎県暴力団排除条例第12条第1項第5号（暴力団事務所の開設及び運営の禁止）

改正前	改正後
<p>(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)                      第12条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の                      周囲 200メートルの区域内においては、これを開                      設し、又は運営してはならない。                      (1)～(4) 〔略〕                      (5) 博物館法（昭和26年法律第 285号）第 2 条第                      1 項に規定する博物館又は同法第29条に規定す                      る博物館に相当する施設                      (6) 〔略〕                      2 〔略〕</p>	<p>(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)                      第12条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の                      周囲 200メートルの区域内においては、これを開                      設し、又は運営してはならない。                      (1)～(4) 〔略〕                      (5) 博物館法（昭和26年法律第 285号）第 2 条第                      1 項に規定する博物館又は同法第31条第1項に                      規定する博物館に相当する施設                      (6) 〔略〕                      2 〔略〕</p>

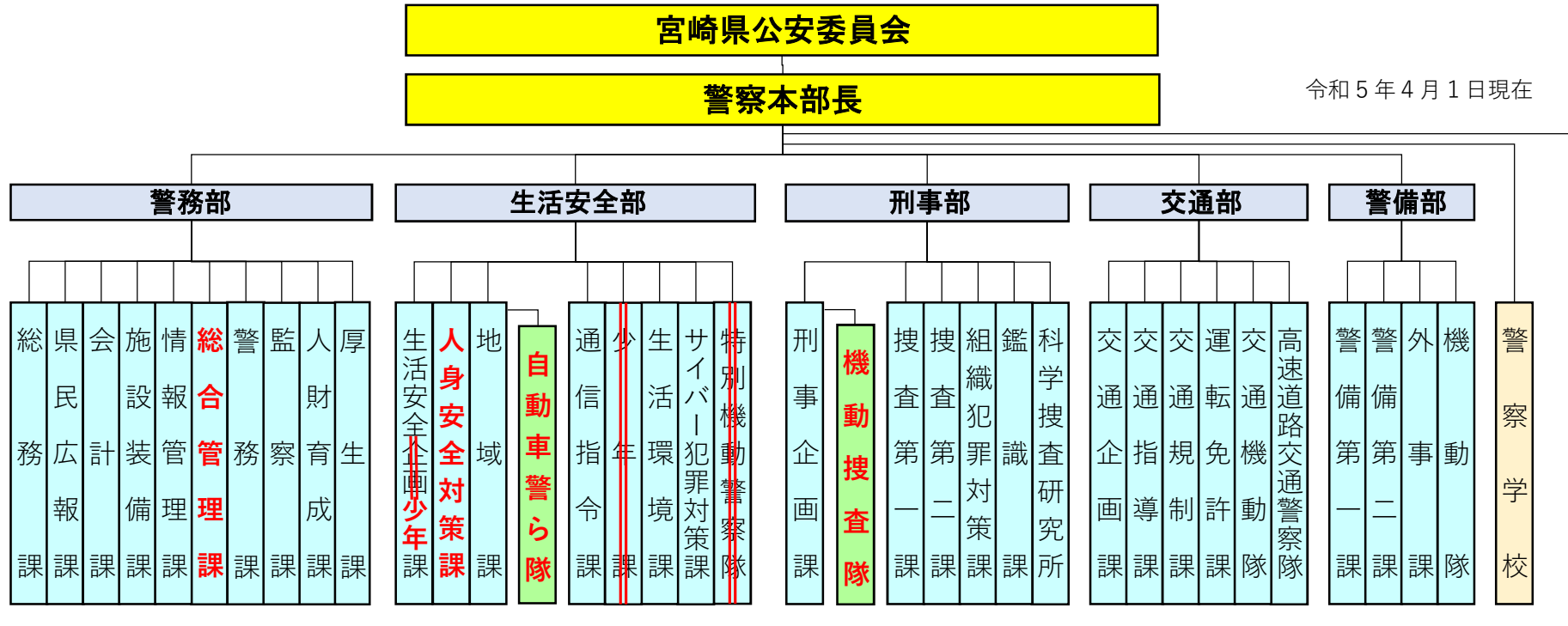
3 改正期日

令和 5 年 4 月 1 日

# 宮崎県警察の組織について

警務課

令和5年4月1日現在



組 織	
警察本部	5部28課3隊1所1校
警察署	13署

警察署 (13署)												
宮崎北警察署	宮崎南警察署	日南警察署	串間警察署	都城警察署	小林警察署	えびの警察署	高岡警察署	西都警察署	高鍋警察署	日向警察署	延岡警察署	高千穂警察署

条 例 定 員	
警察官	2,034人
警察行政職員等	321人

## 宮崎県警察の組織について

警務課

### 1 基本方針

県民の期待と信頼に応える強くしなやかな警察の構築

### 2 組織改編の主な内容

No	項目	組織改編の内容	施行期日
	目的等		
1	人身安全対策課の新設	生活安全企画課の人身安全対策室に少年課の所掌事務のうち児童虐待への対応を統合した上で、独立所属に格上げし、人身安全対策課を新設するとともに、生活安全企画課と少年課の所掌事務を統合し、生活安全少年課に改組	3月10日
	人身安全関連事案への迅速かつ的確な対処		
2	警護体制の強化	新たな「警護要則」の下、間隙を生じさせない的確な警護を実践するため、警護に当たる専従体制の増強や警視庁への研修生枠を新設	3月10日
	警護の万全と専門人財の育成		
3	機動捜査隊と自動車警ら隊の新設	特別機動捜査隊を発展的に解消し、重要犯罪発生時における警察署支援体制の強化等のため、刑事企画課に機動捜査隊を新設するとともに、地域警察における機動力及び夜間警戒力を確保するため、地域課に自動車警ら隊を新設	3月10日
	重要犯罪への対処能力と現場執行力等の強化		
4	女性専用留置施設の新設	日向警察署に「女性専用留置施設」を新設するとともに、留置管理課長に女性警部、看守勤務員に女性警察官を配置して女性被留置者の一元的留置と処遇措置を実施	3月17日
	女性被留置者の処遇改善		
5	総合管理課の新設と警察行政職員初となる参事官の新設	警察本部各部の給与・旅費・福利厚生等の管理業務を警務部に集約して総合管理課を新設するとともに、警察行政職員初となる参事官を新設し、同課課長職を兼務	3月10日
	管理業務の合理化・効率化と警察行政職員のキャリアパスの更なる向上		
6	術科指導体制の強化	現在、術科指導者の最上位職が課長補佐であるところ、同課長補佐を「師範」に改称するとともに、その上位職として「上席師範」を新設	3月10日
	術科指導者の職制の明確化		